

平成30年度

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業
(放課後等福祉連携支援事業)

事業成果報告書

坂東市教育委員会

目次

I はじめに

II 推進体制及び事業内容

III 実践研究

- 1 放課後等デイサービス事業所と小学校と連携の現状と課題に関する調査
- 2 福祉連携校と放課後等デイサービス事業所との情報交換や連絡調整体制の構築
- 3 放課後等デイサービス事業所との連携内容を発展させるための手段の研究 — ハンドブック作成について —

IV まとめと今後の方向性

V 文献

VI 資料

I はじめに

1. 背景・問題意識、提案理由

改正児童福祉法（平成24年4月施行）によって、小学校から高等学校（特別支援学校を含む）に在籍する障がいのある子供が利用する放課後等デイサービス制度が始まった。この制度が創設されたことにより、放課後等デイサービス事業所は全国的に急増している。放課後等デイサービス事業所は、厚生労働省の統計情報によると平成30年10月の時点で全国12,930か所の事業所に203,398人の子供が通っていることが明らかになっている。平成28年10月の時点から比べると、2年間で3,545か所の事業所、48,558人の子供が増加している。

放課後等デイサービス事業所の急増により、新たな課題が浮かび上がってきている。「障害のある子供の放課後保障全国連絡会（2010, 2014）の調査では、「職員の専門性の向上について、子供にとっての豊かな放課後活動の創造のためにも十分な知識や技能、経験を持った職員の育成は、職員の自己研鑽も含め急務」であること、「事業所と学校との連携がなかなか取れない」「学校との連携で、子供の情報共有が不足していて支援の内容や対応に苦慮している」等の課題を明らかにしている。

また、文部科学省からの委託を受け、実施した徳島県藍住町では「放課後等デイサービス事業所と小学校の連携についての現状と課題」に関するアンケート調査（平成28年）を実施した。事業所の課題では、「サービスの周知不足」が多かった。小学校の課題では、「送迎時刻等の伝達不足」、「連絡帳等の活用上の課題」が多かった。

坂東市においては、平成30年3月現在、3か所の放課後等デイサービス事業所があり、市外の事業所を利用する子供も合わせると、市内小学校（13校）全校に利用者があり、学校と事業所、家庭と事業所との連携について上記した内容と同様の問合せや課題も指摘されてきている。

これらのことから、本市においては、まず、学校と放課後等デイサービス事業所の連携について実態把握を行う。その上で、福祉連携校に在籍する発達に不安のある児童に対する支援の充実のため、福祉連携校と放課後等デイサービス事業所との連携支援の在り方の研究を行う。さらに、よりよい連携支援の在り方を具体的に広めるためのハンドブック作成に向けた研究を行う。

Ⅱ 推進体制及び事業内容

1. 福祉連携校

(1) 学校名

坂東市立岩井第二小学校

(2) 児童生徒数・学級数等(平成30年4月1日現在)

校名：岩井第二小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	93	3	80	3	98	3	83	3	89	3	92	3
特別支援学級	3		7		5		0		6		3	
通級による指導 (対象者数)	1		2		2		4		3		1	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	29	1	3	2	1	4	1	0	43	

※特別支援学級の対象としている障害種： 知的、自・情

※通級による指導の対象としている障害種： 言語、自・情

(3) 福祉連携校の特色、特別支援教育に係る近年の取組

特別支援学級4クラス(知的、自情)の他に、市内で唯一言語の通級指導教室があり、他校からも児童が通って来ている。特別支援学級相互に密接な関わりをもち、合同学習会も定期的に行っている。

また、特別支援学校(知的障害、肢体不自由)2校と居住地校交流を実施し、職員研修の一環として、毎年、特別支援学校職員と共同で、特別支援教育専門家派遣事業を実施している。

近年、放課後等デイサービスを利用している児童が増え、放課後、事業所の送迎車を目にすることが多い。

2. 放課後等福祉機関の概要

(1) 機関の名称

坂東市こども発達センター「にじ」

(2) 障害児通所支援又は放課後児童健全育成事業等開始年月日

開始年月日：平成29年4月1日

事業名：放課後等デイサービス事業

(3) 事業概要

坂東市保健福祉部社会福祉課所属で、坂東市こども発達センター「つくし」(児童発達支援事業)が平成25年10月2日に開所した。4年後の平成29年4月1日に、坂東市こども発達センター「にじ」(放課後等デイサービス事業)が開所し、多機能型の事業所として取り組んできた。

職員数(5名)	内訳	管理者兼児童発達支援管理責任者	1名
		発達指導員	3名
		言語聴覚士	1名

利用児童生徒数 42名(平成30年6月末現在)

事業内容は、療育型の事業所。親子通所を基本とし、1回1時間の支援を行っている。利用対象者は、小・中・高等学校・特別支援学校生。現在は、特別支援学校児童生徒と市内小学校児童が利用している。小学校児童の内訳は、特別支援学級在籍が約6割、残りは通常学級児童になっている。

(4) 個人情報保護のための体制について

坂東市こども発達センターは、坂東市個人情報保護条例に基づき、適正管理を実施している。また、本施設と利用者との契約書において、個人情報保護を明記している。さらに、支援に際して、就学先や関係機関等との個人情報の共有に関する同意書を取っている。

3. 提案理由及び目的等

(1) 背景・問題意識、提案理由

近年、放課後等デイサービスの利用増加に伴い、送迎車の学校出入りも全国的に増加している。坂東市においても、市内小学校13校中10校に、送迎車が来ている。その中には、学校に車が迎えに来て乗るのを嫌がり、教員と事業所職員が協力して乗せる事例もある。双方の日常の連携が重要である。

坂東市では、県の事業である特別支援教育専門家派遣事業を受け、数校の学校に計画的に専門家である臨床心理士や特別支援学校教員による訪問支援を行っている。また、昨年度から、個別の教育支援計画を市内で統一するための研修会が行われており、特別支援教育に関する学校間の共通した取組が進んでいる。

福祉分野においては、前述したように、市で療育型の放課後等デイサービス事業を実施している。現在は学校との連携が進み、放課後等デイサービスを利用している子とともに、利用していない子に対しても、毎週のように学校訪問を実施するまでになった。それに伴い、学校とのよりよい連携の在り方や民間事業所との連携の必要性が高まってきた。

本文科省事業の活用を通して、本市の教育福祉連携の支援を深めるとともに、本市の研究が他地域の活動推進に寄与することを願っている。

(2) 福祉連携校選定の理由

前述のように、岩井第二小学校は、特別支援教育に関する職員の研修体制が整っている。また、放課後等デイサービスを利用している児童がおり、送迎車の安全面も含めて連携の在り方を検討しながら進めているところである。

更に、坂東市こども発達センターに通所する児童がおり、これまでも、教員とセンター職員間でケース会議を複数回実施してきている。今後は、双方の支援計画の上で共通理解を深めたいという課題も出ている。

(3) 目的及び目標

学校と放課後等デイサービス事業所及び家庭の三者による連携に際し、支援内容の一貫性や役割分担が大切である。具現化の方策として、連携のためのハンドブック作りを行う。学校と事業所双方からの聞き取りや関係機関による協議を通して、引継ぎの際の安全確保やよりよい支援内容を構築していく。

4. 実施内容

(1) 研究のテーマ

学校、放課後等デイサービス事業所、児童・保護者とのよりよい関わりを構築するための連携の在り方
ー連携を通じた支援の充実とハンドブック作成を中心にー

(2) 教育委員会における取組内容

学校と障害児通所支援事業所の連携のための支援内容の一貫性や役割分担を具現化するための方策として、連携のためのハンドブックづくりが必要である。

教育福祉連携研究地域運営協議会を開催し、教育・福祉関係者が各分野の専門性を生かして協議しながらハンドブックづくりを進める。

(3) 福祉連携校における研究内容

〔福祉連携校名：坂東市立岩井第二小学校〕

ア. 目的・目標

発達に心配のある児童は、放課後等デイサービスを利用することが多くなっている。それに伴い、児童の下校時の事業所による送迎の際の安全確保とともに、事業所での生活状況把握が不明であり、課題となっている。生活全般を含めた個別の支援計画作成をする際に、事業所との連携及び保護者の思いを把握することが大切である。連携を基にしたケース会議を通して児童把握を構築

していく際、特に、坂東市こども発達センターとの連携は、児童の成長にとって重要である。相互交流を通じた役割分担と支援の充実を構築していく。

こうした連携の充実を分かりやすく紹介したハンドブックづくりを推進する。

イ. 福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

坂東市の場合、こども発達センターが公的な立場で放課後等デイサービスを運営しているという利点がある。情報交換に際しては、まず、発達センターとの連携を図ることから実施していく。その中で、連絡調整体制を構築していく。他の事業所については、発達センターとの連携を土台にしたものを通して進めていくようにする。

ウ. 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法の研究

本校で、発達センターを使用している児童を対象に、実践研究を行う。例えば、男児 A は、ADHD 傾向や不安が高いため、不注意や衝動性が高く、授業に集中できず、周囲の人への他害もみられる。また、女児 B は、自閉的な傾向があり、社会性が低く、ソーシャルスキルの困難さがみられる。

事例として取り上げた上記の児童の改善に向けてのかかわりは、本校と発達センター双方の課題であり、連携の大きなポイントである。ケース会議の開催、相互訪問による児童理解、支援計画の改善などを進めていく。こうした取組を円滑に進めるため、児童生徒のアセスメント収集のための K-ABC や WISC などの知能検査を実施していく。また、ケース会議に際して、実態把握のため、日常生活場面をデジタルカメラ等に記録していくことも重要である。

エ. 児童生徒、保護者のための相談機関や支援サービス等の周知方法の研究

教育と福祉の連携による今回の取組により、相談窓口は、教育委員会と保健福祉部が共通点を探りながら共同で取り組んでいくことが期待される。学校、発達センターそれぞれが、相談機関としての役割を果たし、保護者にその活用を促していくようにする。

今回の研究では、連携のためのハンドブックづくりを中心に行っていく。ハンドブックは、相談や支援を受ける際に必要な情報や解決のための手順などを分かりやすく紹介する資料とする。内容も、学校、放課後等デイサービス事業所、保護者のよりよい関係を築くための情報が含まれるものにしていく。

例えば、下校時の学校から放課後等デイサービスへの引継ぎの際、学校からの伝達事項を効率よく伝えるための連絡帳の紹介や、児童生徒の家庭での困り感に対して、学校と発達センターが支援のための役割分担を行い、連携を取りながら解決に向けての取組を行っている事例の紹介、更に放課後等デイサービス等の福祉サービスがどのような仕組みで行われているかを分かりやすく説

明する等の内容を検討していく。
 こうした内容を取り入れたハンドブックの活用により、保護者、学校、放課後等
 デイサービス事業所間の信頼関係が増し、児童生徒に良き影響を及ぼすことが
 期待される。

5. 実施方法

(1) 教育福祉連携研究地域運営協議会委員

No.	所属・職名	氏名
1	坂東市教育長	倉持 利之
2	坂東市教育部長	猪瀬 宏彰
3	坂東市保健福祉部長	松永 裕之
4	坂東市教育委員会指導課指導課長	後藤 昌範
5	坂東市教育委員会生涯学習課長	小林 修二
6	坂東市保健福祉部社会福祉課長	中村 一夫
7	坂東市保健福祉部こども課長	木村 紀子
8	岩井第二小学校長	森 甚二
9	岩井第二小学校教頭	船越 計雄
10	岩井第二小学校教諭	倉持 光江
11	坂東市教育委員会指導課指導主事	柴崎 愛美
12	坂東市教育委員会生涯学習課社会教育主事	鈴木 忠雄
13	坂東市保健福祉部社会福祉課主幹	野口 晋司
14	坂東市保健福祉部こども課課長補佐	古矢登志樹
15	坂東市こども発達センター室長	菜花 宏之
16	坂東市こども発達センター担当	荒木 茂行

(2) 研究協力者

筑波大学 人間系 障害科学域 教授	柘植 雅義
慈光相談支援センター 相談支援専門員	小暮 友子

(3) 実施内容

実施時期	実施内容	備考
平成30年8月 ～平成31年3月	福祉連携校と連携調整員 協議会（～3月、計7回） ケース研修、情報交換 支援計画検討 連携ハンドブック作成 打合せ会（～3月、計10回）	こども発達センター職員 岩井第二小学校教員 相互訪問 作業チーム編成（6名）
平成30年10月～ 11月	学校と放課後等デイサービス 事業へのアンケート調査 実施と分析	市内小学校13校 事業所3か所
平成30年11月16日	第1回教育福祉連携研究地 域運営協議会	研究計画 アンケート調査結果
平成30年11月18日 11月19日	先進地視察研修（徳島県）	徳島県教育委員会 藍住町教育委員会 事業所訪問
平成30年12月13日	第2回教育福祉連携研究地 域運営協議会	ハンドブック概要 先進地訪問報告
平成31年1月15日	先進地視察訪問 （東京都日野市）	発達・教育支援センター 「エール」
平成31年1月22日	第3回教育福祉連携研究地 域運営協議会	ハンドブック原案検討① 先進地訪問報告
平成31年2月19日	第4回教育福祉連携研究地 域運営協議会	ハンドブック原案検討② 事業まとめ

Ⅲ 実践研究

1. 放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題に関する調査

学校と放課後等デイサービス事業所との連携の現状と課題を知るために、双方からの調査を実施した。調査内容は、2か年間、同様の研究を実施してきた徳島県（藍住町）が行ったアンケート等を参考にした。

(1) 方法

調査対象及び内容は、坂東市立小学校13校に質問紙による調査を実施した。放課後等デイサービスは、福祉連携校（岩井第二小学校）児童が通う事業所（市内2事業所、隣接市1事業所、計3事業所）に口頭で調査した。

調査項目

※「放課後等デイサービス」→「放デイ」とする。

小学校版	事業所版
<ul style="list-style-type: none"> ・放デイを知っているか ・放デイ利用の児童 ・放デイとのかかわり ・放デイとの情報のやり取り ・放デイと学校との連携で重要なこと ・放デイと学校との連携の課題 ・放デイへの要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに行っている取組 ・情報のやりとり ・情報のやりとりの課題 ・行ってみたい取組 ・小学校の個別の教育支援計画を見たこと ・支援計画の有無 ・指導目標の例 ・支援計画についての小学校との情報交換 ・放デイ利用の小学生の課題

(2)結果

小学校版（13校）	事業所版（3事業所）
<u>放デイを知っているか</u>	
・よく知っている 3	
・だいたい知っている 10	
<u>放デイ利用の児童</u>	
・利用している 13	
<u>放デイとのかかわり（複数回答）</u>	<u>すでに行っている取組</u>
・送迎車が学校に来る 11	
・保護者から放デイの様子を聞く	
7	
・放デイが話を聞きに来た 4	
・話し合いの場を設けた 4	・ケース会議（一部の小学校）
・放デイを見学した 1	保護者の了解をとった上で。
<u>放デイと情報のやり取り（複数回答）</u>	<u>小学校と情報のやりとり</u>
・対人関係やコミュニケーション	
6	
・健康面のこと 4	・送迎で体調面等を伝えてもらう。
・行動面のこと 4	（口頭）
・学習のこと（宿題含む） 2	
・行事面のこと 1	
・他 4	
<u>放デイと学校との連携で重要なこと</u>	<u>行ってみたい取組</u>
・日常的に情報交換ができる 10	・学校訪問（授業参観、学校公開）
・お互いの支援計画を伝え合う 4	・相互訪問
・放デイの事業内容を周知する 4	・ケース会議
・互いに訪問し理解を深める 3	・一緒に取り組みたい。
・定期的に話し合いの場を作る 1	（才能を伸ばすため）

<p><u>放デイと学校との連携の課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換の時間がとれない 4 ・ 安全で円滑な引き渡しが大切 3 ・ 放デイで何をしているか不明 2 ・ 連携する時間がとりにくい 2 ・ 子供が不安定な時、放デイがその状況把握がとれない時にトラブルになる 1 ・ 担任以外の理解が不徹底 1 ・ 支援学校に比べて普通学校の放デイへの理解が進んでいない 1 ・ 連携の仕組みが明確でない 1 	<p><u>情報のやり取りの課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎引き渡しの際に、多少にかかわらず、その日の学校での様子を聞きたい。 ・ 学校の様子を見学したい。 ・ 先生の対応の仕方を知りたい。困っていることも知りたい。 ・ 教育方針を知りたい。 ・ 連絡を取りたいが、保護者の同意が必要。
<p><u>放デイへの要望</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放デイでの子供の様子を教えてほしい。 6 ・ 子供の様子や保護者のやりとりを定期的に連絡してほしい 2 ・ 放デイでの保護者とのやりとりを教してほしい 1 ・ 連絡ノートを作ってほしい 1 	<p><u>小学校の個別の教育支援計画を見たこと</u> (ない)</p> <p><u>支援計画の有無</u> (作成している)</p> <p><u>指導目標の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の要望を生かす。 (友達作り、勉強、他) ・ 基本的な生活習慣、衛生面、安全面 ・ 公共のルール、マナー ・ 卒業後の進路

	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の才能を伸ばすため <u>支援計画についての小学校との情報交換</u> (なし2) (あるが少ない1) <u>放デイ利用の小学生の課題</u> ・コミュニケーション能力 ・自分の思いを伝える力 ・感情のコントロール (集中) ・才能を伸ばす
--	---

(3) 考察

両者に共通する課題として、「情報交換の時間がとれない」「子供の対応の様子を知りたい」という意味の内容があった。両者ともに、情報交換を行い、それぞれの内容への理解を進めたいことが考えられる。小学校では、連携の仕組みが明確でないことの課題があった。放課後等デイサービスでは、連携のために保護者の同意を得ることを挙げている。両者ともに、連携のための手続きやルールの必要も挙げていることが分かる。

また、両者ともに、支援計画を作成しているが、情報交換を行っていない。これらのことから、小学校と放課後等デイサービスの間の連携についてより具体的に検討するために、福祉連携校と関連する放課後等デイサービスの事例研究を行うことにする。また、連携のための手続きやルール作りも進めていくことにする。

2. 福祉連携校と放課後等デイサービス事業所との情報交換や連絡調整体制の構築

(1) 目的

福祉連携校と放課後等デイサービス事業所間の日常及び緊急時の直接連絡の円滑化の手続きを確立するとともに、直接連絡の有効性や課題を明らかにする。

(2) 方法

前年度まで文部科学省から同様の事業委託を受けていた徳島県の連携方法を活用する。その際、坂東市の福祉連携校及び放課後等デイサービス事業所がこれまで行ってきた保護者との連絡方法に工夫を加えて連携手段の構築を図るようにした。

(3) 結果と考察

取組1は、よりよい連携と安全な引継ぎのために「学校と放課後等デイサービス事業所との直接連絡」を行うようにする。そのために、学校は、保護者から放課後等デイサービス事業所と「直接連絡を取り合うこと」への同意をとった。同意の可否項目は3点、「下校時刻の変更や確認」「急な体調不良や健康面」「宿題等の学習面や社会性などの指導・支援内容」である。福祉連携校で放課後等デイサービス事業所を利用している保護者は、日頃から学校と放課後等デイサービス事業所とが円滑に連携してもらうことを願っており、快く同意をした。さらに、学校と放課後等デイサービス事業所間で連絡を円滑にするため連絡先の共有については、福祉連携校の児童が利用している事業所全てで了解してもらうことができた。

次に、学校から放課後等デイサービス事業所の送迎車（担当職員）への安全な引継ぎについては、連携調整員が招集をかけ、福祉連携校と放課後等デイサービス事業所の話し合いを行った。現在、すでに取り組んでいることや新たな工夫を話し合った。次の6点が挙げられた。「学校内に、送迎車を待つための場所（教室）を確保する」「事業所ごとの待ち合わせ場所を決める」「事業者の目印（名札等）表示を学校職員が確認する」「送迎車に乗るまでの約束事を決める（手をつなぐ等）」「連絡シートの作成をする」「下校時刻等に変更がある場合は、事業所にも学校メールで情報を伝える」である。福祉連携校では、すでに待ち合わせ場所の設定ができており、スムーズな引継ぎができていた。最後の「学校からの配信メールで情報を知る」については、放課後等デイサービス事業所にとって、より早く情報を知る手掛かりとして有効で

あるとの意見があった。

取組2は、学校と放課後等デイサービス事業所、さらに家庭との情報の共有を円滑にする。これまで、学校から家庭に、放課後等デイサービス事業所から家庭に、それぞれの連絡シートなどを使い情報を伝えてきた。福祉連携校と放課後等デイサービス事業所との話し合いを行い、それぞれの連絡シートを1枚の用紙の表裏を使い、学校、事業所、家庭の情報を共有化することにした。ここで、次のことが話題になった。連絡内容は、簡潔で長続きのするものにする。お互いに目を通し、押印またはサインをするようにし、情報の漏れのないようにすることなどである。

この取組により、次のような効果もあった。学校で行った行事内容で、参加が難しかった児童のことを知った事業所が、同じような取組みを事業所で行い、取り組むことができた。その後、児童を、家庭、学校でも称賛したことも話題に上がった。研究事業では、「トライアングルシート」と命名し、今後もその効果を探っていく。

取組3は、連携調整員が窓口になって、学校職員、放課後等デイサービス事業所職員が集い、支援会議の実施を行った。取組2の中で行った内容についても、支援会議の一端ではあるが、ここでは、児童のケース会議を学校と事業所が行う。それぞれ作成している個別の支援計画を持ち寄り、児童の良さや課題点を出す中で、共通認識をもって支援に生かすようにしていく。共通に行う支援内容や役割分担で行う支援内容が出された。感情の起伏の大きい児童のため、学校や事業所それぞれで、クールダウンスペースを用意していること、自分の気持ちを言葉で表現できるようにすることをお互いの立場で工夫することなどが話し合われた。話し合われた内容をそれぞれが持ち帰り、支援計画に加えるようにした。(表1)(表2)

表1 情報交換や連絡調整体制の構築

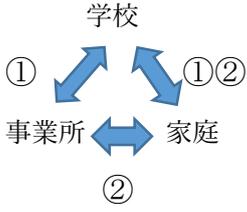
項 目	(学校)	(事業所)	(家庭)
引 継	<p style="text-align: center;">直接連絡 </p> <p style="text-align: right;">・同意書 (学校長宛)</p> <p>引継項目を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下校時刻の変更や確認 ・急な体調不良や健康面 ・学習面や社会性など指導・支援内容 <p>連絡を可能にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者や電話番号等の交換 <p><input type="checkbox"/>引継の同意確認</p> <p>学校(担任)と事業所が直接連絡が取れるように、保護者の同意を得るようにする。</p>		
連 携	<p style="text-align: center;">学校  事業所  家庭  学校</p> <p style="text-align: center;">連携のためのシート① 連携のためのシート②</p> <p style="text-align: center;">①  ②</p> <p><input type="checkbox"/>シート活用方法</p> <p>連携のためのシート①は学校作成、シート②は事業所作成。シート内容は、「内容の簡略化」「1週間分を1枚に収める」などを共通にする。学校分と事業所分を用紙の表と裏で活用する。シートの活用手順は、子供を通して、シート①は学校から事業所に、シート②は事業所から家庭に、家庭でシート①②を確認し、学校(担任)に持参する。</p>		
連携会議	<p><input type="checkbox"/>連携調整員</p> <p>今年度の坂東市は、坂東市こども発達センター「にじ」が担う。今後、相談支援事業所の役割も検討する。</p> <p><input type="checkbox"/>連携会議内容</p> <p>学校と事業所のケース会議・支援計画作成の上で、「子供の特徴把握」「共通に取り組むこと」「役割分担で取り組むこと」などを主な内容にする。</p>		

表2 連携内容を発展させるための手段

学校、事業所、連携調整員（こども発達センター職員）によるケース会議

児童A（〇年生男子） ※まとめ資料

項目	学校	事業所	発達センター「にじ」
【現状】	<p>【プラス面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちの効果がある。友だちから誉められると意欲的になる。 ・行動の予想ができやすい。 <p>【改善面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中が持続せず、苦手なことを避けてしまう。 	<p>【プラス面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動パターンが同じで、安心して生活できる。 <p>【改善面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふいに起こることへの対応が難しい時がある。 	<p>【プラス面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者が決まっており、安定した活動を行う。 <p>【改善面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に課題挑戦のための活動があり、前向きな取り組みばかりではない。
【支援目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表すことができるようにする。 ・クールダウンしたら振り返ることができるようにする。 		
共通支援			
・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級担任、特別支援学級担任、介助補助員それぞれの対応を協議しながら本児へのかかわりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本児からの情報をもとに活動を構築し、学校でできなかった活動で達成感をもたせることも行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なことがあったらどうするか、SSTによって取り組みを進める。 ・保護者支援（ペアトレ等）も行う。
支援			

3. 放課後等デイサービス事業所との連携内容を発展させるための手段の研究

－ ハンドブック作成について －

(1) 目的

学校と放課後等デイサービス事業所との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有のため、連携に際してのマニュアルを作成する。具体的には、学校と放課後等デイサービス事業所との連携方法や子供への具体的対応の仕方も含めたハンドブックづくりを行う。

(2) 方法

教育福祉連携研究地域運営協議会を開催し、教育・福祉関係者が各分野の専門性を生かして協議しながらハンドブック作りを進める。具体的内容検討は、作業グループによって進める。

放課後等デイサービスにかかわりをもつ学校関係者や保護者、さらに行政関係者や福祉事業関係者にとっても理解しやすいハンドブックになるよう、内容や装丁について工夫を加えるようにする。

(3) 結果

教育福祉連携研究地域運営協議会を3回開催した。本研究の市の現状把握、三者のよりよい連携の在り方の構築、連携方法や子供への具体的対応の仕方を含めた内容検討などをもとに、ハンドブック作りを行うことができた。ハンドブック作成の検討事項は以下の内容である。

- ア 到達目標
 - ・坂東市の教育福祉連携の実態にあったものにする。
 - ・使う方が便利だと思うものにする。
 - ・さらに、他地域の参考になるものにする。
- イ 配付対象
 - ・学校を中心に教育関係者、福祉事業所、放課後等デイサービスを利用する（関心のある）保護者など。
 - ・公共施設関係。
 - ・本事業に関心のある方。
- ウ 内容
 - ・教育の立場、福祉の立場、保護者の立場それぞれが知りたいものにする。
 - ・学校と放課後等デイサービス事業所とが安全で安心な引き継ぎになるような配慮を入れるものにする。
 - ・連携の手続きやルールの在り方の事例を示すようにする。

エ 形式（装丁） ・B5サイズ以内のコンパクトなもの。

・文字数を少なく、イラストを多く見やすく読みやすいもの。

上記の検討事項をふまえて、ハンドブックの内容は、放課後等デイサービスに関わりをもつ学校関係者や保護者、さらに行政関係者や福祉事業関係者にとっても理解しやすいものにする。また、読んでもらう方がどんなことに疑問を持ちながら読み進めるのかを考えて、項目立ての順番などを工夫した。

ハンドブックの具体的内容は、以下の通りである。

ア 放課後等デイサービス事業所の紹介を行う。放課後等デイサービスガイドラインを参考にした事業所内容や利用に至るまでの障害福祉サービスの手続きを説明する。初めて、放課後等デイサービスを知る方にも分かりやすいように、「どんなところ」「どうしたら利用できるの」というポイントに絞った。また、放課後等デイサービス事業所ごとに特色があるため、内容を限定しないようにした。ポイント欄を設けて、その点を補足した。

イ 研究事業の3つの取組内容を示す。3つは、「よりよい連携と安全な引継ぎ」「トライアングルシートの活用」「支援会議の実施」である。

項目の順番については、坂東市内の小学校で実際に行われていることや疑問として出され、関心の高いものから順に載せるようにした。つまり、毎日の日常場面で起こる学校から放課後等デイサービス事業所への引継ぎに関したことを先に載せる。次に、引継ぎに際しての情報交換のツールとしてのシートの受け渡しについて載せた。最後に、よりよい支援のために連携する支援会議を載せるようにした。

ウ 家庭、学校、放課後等デイサービス事業所における具体的対応の仕方を、事例集「こんなとき、どうしたらいいの？」として、5つの事例を示した。

連携調整員による教員や放課後等デイサービス事業所職員などとの話合いで出された子供の行動で話題になったものを中心に取上げた。取り上げきれなかったことや表現によって多少内容が異なることもある。専門家からは、ここで取り上げられた子供の様子で人物が特定されないよう細心の注意をするようにご指摘をいただいた。

エ 坂東市の取組として行っている障害児通所事業所「坂東市こども発達センター」と市の教育と福祉の問い合わせ先窓口を示した。

今回、先進地域として訪問した東京都日野市の「エール」が進めている事業は発達障害の子供の市の中心拠点になっており、本研究にとって大きな参考になった。坂東市において、発達障害のための相談窓口になっている坂東市こども発達センターを取り上げ、教育と福祉の連携を担っていることを示した。さらに、教育と福祉の行政サービスを取り上げることで、放課後等デイサービスを利用する上での市の取組の全体像を分かりやすく示すことにした。

(4) 考察

ハンドブック作成過程の検討は、教育・福祉の行政部門担当者や教育関係者、外部専門家を交えた教育福祉連携研究地域運営協議会でも繰り返し話し合われた。文章表現や専門用語などが、読んでもらう対象者に分かりやすく説明できているか、例えば、「お子さん」「児童」「本児」などと使われた表現を「子ども」に統一する、「スモールステップ」「療育」という言葉などは注釈を入れるなどである。項目立てが、読み手が考え進める順番になっているか、カットやイラストの配置や描き方などが文章の順番や内容に合っているか、など様々なことが話し合われた。作業グループでは、教育福祉連携研究地域運営協議会の前後に検討が行われ修正が加えられた。

こうした積み重ねによってハンドブックは完成した。このハンドブックは分かりやすさを追求したが、詳しく説明すべき内容もある。そこで、補足すべき内容や注釈を入れる部分を取り入れた「活用の参考のために」の補足集を作成した。これは、客観的資料も入れるため、年度による数字が書き換えられることもある。随時、改善しながら作成していくようにする。

また、ハンドブックの読み手の反応はこれからなので、今後、改善点が多く出されていくことになる。家庭と学校と放課後等デイサービス事業所との連携がより良いものになることを目指して、今後も改善を進めていきたい。

日頃、行政の中で教育と福祉それぞれの部門の担当者が同一の内容で協議することは少ない。教育福祉連携研究地域運営協議会を通して、その機会を作ることができたことの意義は大きい。

IV まとめと今後の課題

1. まとめ

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業（放課後等福祉連携支援事業）において行った取組と成果は、以下の通りである。

取組1「放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題に関する調査」において、坂東市内における学校と放課後等デイサービス事業所との現状と課題を明らかにするために調査を行った。その結果、両者に共通する課題として、「情報交換の時間がとれない」「子供への対応の様子を知りたい」という内容があった。また、その上で連携のための手続きやルールの必要も挙げていた。

取組2「福祉連携校と放課後等デイサービス事業所との情報交換や連絡調整体制の構築」において、坂東市の福祉連携校及び放課後等デイサービス事業所がこれまで行ってきた保護者との連絡方法に工夫を加えて連絡手段の構築を図るようにした。具体的には、学校と放課後等デイサービス事業所とが直接連絡を取り合うことを可能にするとともに、放課後等デイサービス事業所の送迎車への安全な引継ぎの工夫を行った。また、学校と放課後等デイサービス事業所、家庭との情報交換を円滑にするために、それぞれが作成していた連絡シートを1枚にし、情報の共有化をすることにした。さらに、学校と放課後等デイサービス事業所が子供のケース会議を行い、それぞれが取り組んでいた個別の支援計画作成に互いの情報を加えることになった。短期間ではあるが継続的な取組によって、学校と放課後等デイサービス事業所とのやりとりの中でお互いへの理解が増えるとともに、子供の対応に共通して取り組む機会の中で良い事例も出てくることのできてきた。

取組3「放課後等デイサービス事業との連携内容を発展させるための手段の研究ーハンドブック作成についてー」において、連携方法や子供への具体的対応の仕方も含めたハンドブック作りを行うことができた。放課後等デイサービスにかかわりをもつ学校関係者や保護者、さらに行政関係者や福祉事業関係者にとっても理解しやすいハンドブックになるよう、内容や装丁について工夫を加えるようにした。特に、家庭、学校、放課後等デイサービス事業所における具体的対応の仕方を、事例集「こんなとき、どうしたらいいの?」として、5つの事例を紹介した。障害児への一般的な対応の仕方ではなく、連携に際して、家庭、学校、放課後等デイサービス事業所それぞれの立場での具体的な対応を示した点が特色になっている。さらに、より詳しく知るための補足内容や注釈部分を入れた「活

用の参考のために」も作成した。

2. 今後の課題

半年間という短期間の研究ではあったが、様々な要素を取り入れたハンドブックが作成できた。それは、公営で行っているこども発達センター「にじ」（放課後等デイサービス事業所）がすでに、学校との連携や学校と保護者の橋渡しを行ってきた経緯があることも一因にある。また、今回、福祉連携校になった小学校とこども発達センターとは、すでに支援計画の共有化も行われ始めてきていた。これらのことが、本事業の推進に対しての問題意識や継続的な内容の土台になってきたと考える。

出来上がったハンドブック活用の際にの反応はこれからになるが、学校と放課後等デイサービス事業所との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性に対する一助になると考える。

また、ハンドブックを活用するにあたって様々な質問が予想される。以下のことを今後の検討課題にする。

(1) 教育関係者の場合

- ア 放課後等デイサービス利用を行う子供の判断基準は何か。
- イ 学校は、様々な事業所と均等にかかわることができるのか。

(2) 福祉事業者の場合

- ア 個人情報の共有はどのくらいまでできるのか。（教育関係者も同様）
- イ 学校に迎えに来る際の子供の安全性確保などを他の事業所間で、どのくらいできるか。

(3) 保護者の場合

- ア 複数の事業所に通わせる場合、事業所とのかかわりで共通した取組ができるのか。
- イ 事業所の多様性に対して相談支援事業所が窓口になると考えられるが、相談支援事業所が、どこまで学校とやり取りができるのか。

次に、今回の研究事業で福祉連携校と放課後等デイサービス事業所とのやり取りでは連携調整員の役割が重要であった。本事業を進める中で、連携調整員の役割を検討した。連携調整員の役割として次の点を挙げる。

- ・情報交換や連絡調整の仕方をスムーズにすること。
- ・両者の橋渡しを行い、お互いを知り、違いや共通点に気づかせることができるようにすること。
- ・保護者の悩みが少なくなるように、子供のニーズと目標についての共通認識を深めるとともに、役割分担ができるようにすること。

教育と福祉の橋渡し役を行うためには、この事業の重要性を認識するとともに、お互いの理解に精通していることが必要である。今回、坂東市では、発達障害児のための公共施設「坂東市こども発達センター」が連携調整員を行った。坂東市こども発達センターでは、日常的に学校や園との連携を業務として行っている。また、2つの施設の内、こども発達センター「にじ」では、放課後等デイサービス事業所として福祉事業所としての役割も担い、民間の放課後等デイサービス事業所と日常にかかわりをもっている。「にじ」が教育と福祉両面にかかわりのある立場であることで、教育と福祉を結ぶコーディネーター役を行うことができたと考えられる。今後、教育と福祉両面に経験のある方や相談支援事業所や社会福祉士などの専門職も連携の橋渡しをすると考えられるが、行政が主導して連携調整員育成の検討も必要であろう。

V 文献

厚生労働省（2017）『放課後等デイサービスガイドライン』

徳島県教育委員会（2017）平成28年度発達障害の可能性のある児童生徒等
に対する早期・継続支援事業（放課後等福祉連携支援事業）事業成果報告書

徳島県教育委員会（2018）平成29年度発達障害の可能性のある児童生徒等
に対する早期・継続支援事業（放課後等福祉連携支援事業）事業成果報告書

特別な教育的支援を必要とする子供へのサポートブック 茨城県教育委員会

個別の教育支援計画活用ガイドブック
活用しよう！「個別の教育支援計画」 茨城県教育委員会

障害者福祉のしおり（平成30年4月） 茨城県

坂東市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

坂東市子育てガイドブック（2019年）

VI 資料

- 資料1 坂東市教育福祉連携研究地域運営協議会設置要綱
- 資料2 「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業」の概要
- 資料3 アンケートの実施について
- 資料4 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する直接支援事業等に係るアンケート調査票
- 資料5 放課後等デイサービス事業所と学校の直接連絡に関する同意書について（依頼）
- 資料6 放課後等デイサービス事業所と学校間の直接連絡における担当者及び電話番号等の交換について（依頼）
- 資料7 ハンドブック「にじのかけはし」
- 資料8 ハンドブック「にじのかけはし」活用の参考のために

資料 1

坂東市教育福祉連携研究地域運営協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 発達に障がいのある児童に対する支援を充実するため、坂東市教育福祉連携研究地域運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市内小学校と放課後等デイサービス事業所における効果的な情報交換や連絡体制の構築に関すること。
- (2) 放課後等デイサービス事業所との連携内容を発展させるための手段の研究に関すること。
- (3) その他、本事業の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、職員の中から教育委員会が任命する
- 3 委員の任期は、任命された日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は教育長をもって充て、副会長は教育部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し運絵協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 運営協議会の委員は、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 運営協議会の庶務は、坂東市教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年10月10日から施行する。

資料 2

「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業」の概要

1 事業名

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業

※文部科学省からの委託事業

2 事業の趣旨

文部科学省において、平成24年度に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、公立の小・中学校の通常の学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることが明らかになっている。

同時に、これらの児童生徒以外にも、何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。

こうした中、各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と保健、医療、福祉等との「横の連携支援」の体制を構築していくことが必要である。

これらを踏まえ、本事業は、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する一貫した支援体制の整備を目指し、福祉関係機関等と連携した情報共有方法等の研究を行う。

3 事業の内容

放課後等福祉連携支援事業

4 委託期間

平成30年8月6日～平成31年3月29日

※委託事業完了報告書の提出期限：平成31年3月13日

事業成果報告書の提出期限：平成31年5月17日

5 坂東市の実施内容

(1) 研究テーマ

学校、放課後等デイサービス事業所、児童・保護者とのよりよい関わりを
するための連携の在り方

ー連携を通じた支援の充実とハンドブック作成を中心にー

(2) 研究内容

①福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉連携校（岩井第二小学校）と放課後等デイサービス事業所との連携を円滑にするため、連携調整員が加わり、手続きやルールづくりを進める。

②放課後等デイサービス事業所との連携内容を発展させるための手段の研究)

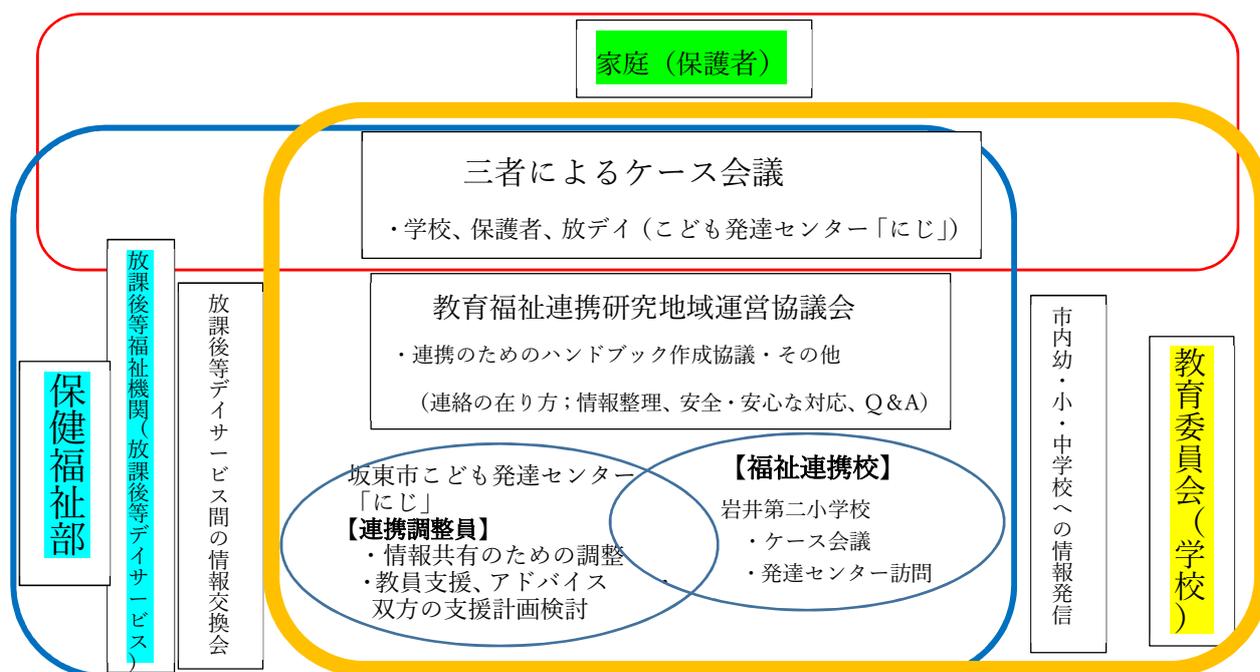
- ・ケース会議の開催、相互訪問による児童理解、支援計画の改善を進める。
- ・連携のためのハンドブック作成を行う。

6 実施体制

(1) 教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

(2) 放課後等福祉連携調整員の配置（こども発達センターの職員）

7 実施内容の概念図



資料 3

アンケートの実施について

1 目的

「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業」を実施するにあたり、市内の小学生と放課後等デイサービス事業者との関係について把握する。

2 対象者

市内小学校の特別支援教育コーディネーター

※小学校：13人

3 実施時期

平成30年10月下旬～11月下旬を予定

4 実施方法

事前に調査票を配布し対象者に記入してもらった後に、放課後等福祉連携調整員（こども発達センター職員）が各学校を訪問し聞き取り調査を行う。

5 結果報告

第2回教育福祉連携研究地域運営協議会において集計結果の報告を行う。

資料 4

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業に係る
アンケート調査票

学 校 名	
記入者氏名	
電話番号	

- 質問 1 放課後等デイサービスを知っていますか。
よく知っている だいたい知っている 少し知っている
あまり知らない
- 質問 2 貴校では、放課後デイサービス事業所を利用している児童生徒がいますか。
はい いいえ わからない
※「いいえ」、「わからない」と回答した方は、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
- 質問 3 質問 2 で「はい」と答えた方に質問します。放課後等デイサービス事業所とは、主にどんなかかわりをしていますか。(複数回答)
事業所の送迎車が学校に来る
具体的な内容
()
事業者が話を聞きに来た。
具体的な内容
()
学校の職員が事業所見学をした。
具体的な内容
()
事業者と学校の間で話し合いの場を設けた。
具体的な内容
()
保護者から事業所での児童生徒の様子を聞いている。
具体的な内容
()

- その他
具体的な内容
()

質問4 放課後等デイサービス事業と、主にどんな情報のやり取りをしていますか。(複数回答)

- 健康面のこと
具体的な内容
()

- 行動面のこと
具体的な内容
()

- 対人関係やコミュニケーションのこと
具体的な内容
()

- 学習のこと(宿題を含む)
具体的な内容
()

- 行事面のこと
具体的な内容
()

- その他
具体的な内容
()

質問5 事業所と学校との連携で重要なことは何だと思えますか。

- 日常的に、学校と事業所が情報交換できる関係をつくる。
 定期的に、学校と事業所が話し合いの機会をつくる。
 教師、事業所職員が互いの学校や事業所を訪問して理解を深める。
 放課後等デイサービスの事業概要やサービス内容等について学校に周知する。
 学校と事業所とがそれぞれ作成した個別支援計画を互いに伝え合う。
 その他
()

質問6 事業所と学校との連携の課題は何だと思えますか。

(例)

- ・事業所と連携する仕組みがないこと。
- ・事業所のサービス内容や役割を理解していないこと。
- ・安全な受け渡しの仕方を確立したいこと。

質問7 事業所への要望は何ですか。

(例)

- ・事業所での子供の様子を教えてほしい。
- ・保護者のやりとりの様子を教えてほしい。

ご協力ありがとうございました。

様

(学校名) 坂東市立〇〇小学校

(校長名)

(公印省略)

放課後等デイサービス事業所と学校の直接連絡に関する同意について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

今年度、私どもは文部科学省が実施する「放課後等福祉連携支援事業」を受け、茨城県教育委員会及び坂東市教育委員会とともに、学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関（以下、「事業所」）との連携についての研究を進めています。

つきましては、ご利用されている事業所と本校が直接、お子様についての情報を交換し、互いの共通理解を図ることで、お子様への指導、支援をより充実させる試みを実施したいと存じます。

以下の留意点をお読みいただき、事業所と学校の直接連絡に同意いただけるようでしたら、裏面同意書に許諾する内容を記入の上、署名捺印いただき、ご提出くださるようお願いいたします。

留意点

- ・この同意書は平成30年度に限り有効とします。
- ・年度内のいつでも、同意の取り消し、変更が可能です。その際は、保護者から学校に申し出てください。
- ・同意書は、学校が原本を個別の教育支援計画と一緒に保管するとともに、保護者、相手側事業所にもコピーを渡し、保管していただきます。
- ・学校から直接、事業所に連絡した内容は、事後に必ず保護者に説明いたします。
- ・本件について研究の報告をまとめる際には、指名、学校名、事業所など個人等が特定されるおそれのある情報は厳重に秘匿いたします。また、報告書については、事業所に保護者や関係者の方にご確認いただくようにします。
- ・本件について不明な点があれば、いつでも担当者が説明いたします。

(担当者)

所属：_____

氏名：_____

(学校名)

(校長名) _____ 様

放課後等デイサービス事業所と学校の直接連絡に関する同意書

私は、放課後等デイサービス事業所と学校が直接連絡することの目的、留意点について了解しました。

放課後等デイサービス事業所（名称： _____ ）と
学校（名称： _____ ）が
以下の内容について、互いに直接連絡することについて同意します。

互いに直接連絡する内容	同意の可否
下校時刻の変更や迎えの確認などに関する事	可・否
急な体調不良や健康面への配慮に関する事	可・否
宿題等の学習面や社会性など指導、支援内容に関する事	可・否

保護者氏名 _____

※この同意書は、学校が原本を個別の支援計画と一緒に保管するとともに、コピー

一を保護者、相手方事業所にそれぞれお渡しします。

※この同意書は、平成30年度に限り有効です。また、保護者から同意の取り消し、内容変更の申し出があった場合は、直ちに修正します。

※学校から直接、事業所に連絡した場合は、事後に必ず保護者に説明いたします。

資料 6

(事業所名)

担当者様

(学校名) 坂東市立〇〇小学校

(校長名)

(公印省略)

放課後等デイサービス事業所と学校間の直接連絡における
担当者及び電話番号等の交換について (依頼)

平素より大変お世話になっております。

今年度、私どもは文部科学省が実施する「放課後等福祉連携支援事業」を受け、茨城県教育委員会及び坂東市教育委員会とともに、学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関（以下、「事業所」）との連携についての研究を進めています。

このたび、この研究に関して、

_____ 様の保護者 _____ 様から、別紙放課後等デイサービス事業所と本校が互いに直接連絡することの了解をいただきました。

つきましては、連絡担当者等の情報を交換させていただきたく存じます。別紙「連絡先等の交換シート」に連絡先等をお書きいただき、原本を保管いただくとともに、保護者を通じてコピーを本校までお届け下さいますようお願いいたします。なお、本件について、ご不明な点があれば、下記担当までご連絡ください。

(担当者)

所属：坂東市立〇〇小学校

氏名： _____

別紙

連絡先の交換シート

対象とする子供の名前	
------------	--

※学校は下表に必要事項を記入し、本シートを保護者経由で相手方事業所に渡します。

学校名	
連絡担当者名（複数可）	
連絡電話番号	
備考（連絡時の配慮事項など）	

※事業所は下表に必要事項を記入し、原本を保管し、コピーを保護者経由で学校に渡します。

事業所名	
連絡担当者名（複数可）	
連絡電話番号	
備考（連絡時の配慮事項など）	

留意点

※このシートは、平成30年度に限り有効です。また、保護者から直接連絡に関する同意の取り消しの申し出があった場合は、直ちに破棄します。

※学校から直接、事業所に連絡した内容は、事後に必ず保護者に連絡いたします。事業所から学校に連絡した内容についても、できる限り保護者に説明いただけるようお願いいたします。

資料7 ハンドブック「にじのかけはし」 《別冊参照》

資料8 ハンドブック「にじのかけはし」 活用の参考のために

ハンドブック「にじのかけはし」活用の参考のために

P2（「1 放課後等デイサービス事業所」って、どんなところ？）

- ①平成30年7月現在の放課後等デイサービス利用就学児数は、全国で20万1814人。事業所数は、平成30年7月現在、全国で1万2685か所となっています。
- ②坂東市内の放課後等デイサービス事業所数は、平成31年4月現在、4か所です。「エンジョイライフ坂東」「おとつぷ」「しとく館坂東第1教室」そして、坂東市で運営している「こども発達センターにじ」です。
昨年10月調査（坂東市内の小学校）では、13校全ての小学校で活用している子がいます。
- ③「坂東市こども発達センターにじ」は、親子通所型、約1時間利用の「療育型」の事業所です。
※対照的には「預かり型」の事業所があります。

P3（2 どうしたら利用できるの？）

- ①障がい者手帳には大きく分けて3種類あり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」といった、障がいのある人に対して発行される手帳の総称です。
受給者証は、各市町村などで定める障害福祉サービスごとの利用可能な支給量等が記載されているものです。
- ②相談支援事業所は、都道府県の指定をうけて、障害福祉サービスを利用するための、サービス利用計画を作成、利用の調整、定期的なモニタリング（計画の見直し）を行う機関です。

P4～P6（3 よりよい支援のために 研究事業の取組）

- ①研究事業を進めるにあたり、坂東市の状況を知るための調査を行い

ました。

市内の全小学校と放課後等デイサービス事業所（3事業所）に行いました。その結果、両者に共通する課題として、「情報交換の時間が取れない」「子供の対応の様子を知りたい」という意味の内容がありました。両者ともに、情報交換を行い、それぞれの内容への理解を進めたいことが考えられました。

こうした状況を知り、坂東市における研究事業を進めて参りました。

P7～P12（4 「こんなとき、どうしたらいいの？」）

- ①事例1～5の実践事例は、放課後等デイサービス事業所や学校の職員の皆さんからの声をもとに作成しました。安全でよりよいかかわり方をするにはどうしたらよいか、ここに取り上げました内容は一例ですので、改善を進めながら取り組んで参ります。

P13～P17（5 その他）

- ①「坂東市こども発達センター」は、平成25年10月に開設しました。現在、就学前の施設「つくし」と就学期の施設「にじ」は、多くの皆さんに利用していただいています。子育てをサポートする施設として、療育のみではなく、園や学校からの相談も多くなっています。
- ②坂東市では、子育てに関して「福祉部門」と「教育部門」のつながりが深まってきています。平成31年4月からは、「こども課」が誕生し、子育て支援のより一層の充実を図るための取り組みが始まっています。